

個人情報保護規程

社会福祉法人 聖母の騎士会

(令和4年4月1日改正)

聖母の騎士会 個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母の騎士会(以下「法人」という。)が施設及び本部事務局(以下「施設等」という。)において保有する文書及び個人情報データベースに記録されている個人情報の適正な取扱いについて、必要な事項を定め、個人の権利、利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「文書」とは、法人の職員が職務上作成し又は取得した書面、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。

3 この規程において「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報を 電子的に検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物又は、特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより、容易に検索することができる状態においているものをいう。

(法人等の責務)

第3条 法人は、個人情報の保護に関する法律をはじめ関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守するとともに、この規程に従って個人情報の保護に努めるものとする。

2 法人の役員及び評議員並びに職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の取得制限並びに及び個人情報取扱方針等の公表

(個人情報取得制限等)

第4条 施設長(本部事務局においては理事長。以下「施設長等」という。)は、利用者等との契約書等から個人情報を取得するときは、利用目的を事前に明示し、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 施設長等は、前項の利用目的を変更したときは、本人に通知しなければならない。

3 施設長等は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の要因となる個人情報については、取得してはならない。

但し、法令等に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

4 施設長等は、個人情報を取得するときには、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、その他の事由により、本人から取得することができないとき。

(5) 訴訟、相談、援助、代理、代行等の事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(個人情報取扱方針の公表等)

第5条 理事長等は、個人情報取扱方針及び利用目的等(別表第1)を定め、内外に公表するものとする。

2 施設長等は、サービス利用契約にあたっては、利用者に対し、個人情報取扱方針及び利用目的を説明するとともに、個人情報の取得及び利用等に関する同意書に捺印を受けるものとする。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第6条 施設長等は、事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 設長等は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のため

めに必要な措置を講ずるものとする。

- 3 施設長等は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又は、これを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

(委託等に伴う措置)

第7条 施設長等は、個人情報の取扱いの全部又は一部の取扱いについて法人以外の者に委託する必要があるときは、当該委託契約において、次の各号に定める措置を講じるとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- (1) 業務の再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の禁止
- (3) 委託された事業以外への個人情報の使用の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の守秘義務
- (6) 返還及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

(受託者等の責務)

第8条 施設長等から個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用及び提供に係る制限

(個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 施設長等は、事業目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の法人内における利用及び第三者への提供(以下「目的外利用・提供」という。)を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認め

られるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 次に掲げる場合において、個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 施設長等が、事業目的の範囲内において、個人情報の全部又は一部の取扱いを委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って、個人情報が提供される場合

(個人情報の外部提供に係る制限)

第10条 施設長等は、事業目的の範囲内において個人情報を第三者へ提供（以下「外部提供」という。）する場合は、外部提供を受ける者に対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるものとする。

2 施設長等は、事業の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

第5章 自己の個人情報の開示及び訂正等

(開示申出ができる者)

第11条 何人も、施設長等に対し、施設等が保有している文書及び個人情報データベース等に記録されている自己の個人情報（以下「自己情報」という。）について、開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。

2 自己情報の開示申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(開示申出方法)

第12条 前条の規定に基づき自己情報の開示申出をしようとする者は、施設長等に対して、「個人情報開示申出書」（様式第1号 以下「開示申出書」という。）を提出しなければならない。

2 自己情報の開示申出をしようとする者は、施設長等に対して、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類（別表第2に掲げるもの）を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 施設長等は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて「開示申出補正依頼書」（様式第2号）によりその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わなかった場合には、当該開示申出に応じないことができる。

（開示申出に対する決定及び開示）

第13条 施設長等は、開示申出があった日から原則として30日以内（以下「開示期限」という。）に、開示申出者に対して、開示申出に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（第17条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報が記録された文書及び個人情報データベース等を保有していないときの当該決定を含む。以下「開示決定等」という。）を行うとともに必要な開示を行うものとする。

ただし、前条第3項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該開示期限までの期間に算入しない。

- 2 施設長等は、前項の開示決定等をしたときは、開示申出者に対し、「個人情報開示決定通知書」（様式第3号）、又は「個人情報一部開示決定通知書」（様式第4号）若しくは「個人情報非開示決定通知書」（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 施設長等は、やむを得ない理由により、第1項に規定する開示期限までに開示決定等を行うことができないと認められる場合には、開示申出者に対し、「個人情報開示期限延長通知書」（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

但し、延長できる期限は開示期限後14日以内とし、その期限内に開示申出に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定等を第1項に準じて行うものとする。

（法人以外の者との調整）

第14条 施設長等は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に法人以外の者との間における協議、協力により作成し、又は、取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴かなければならない。

（開示の方法）

第15条 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書及び個人情報データベース等の当該個人情報に係る部分につき、次のいずれかの方法により適切に行うものとする。

- （1）書面、図画、写真の場合 閲覧又は写しの交付
- （2）フィルムの場合 視聴又は写しの交付
- （3）電磁的記録等の場合 視聴、閲覧、写しの交付

2 前項の視聴又は閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、施設長等は、当該個人情報記録された文書及び個人情報データベース等の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報記録された請求対象文書及び個人情報データベース等の写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第16条 施設長等は、開示申出に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査、訴訟等に関する個人情報であつて、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) 市町村その他関係機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であつて、当該機関が開示することに同意しないとき。
- (6) 未成年者の法定代理人による開示の申出がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(一部開示)

第17条 施設長等は、開示申出にかかわる個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

(開示申出への対応拒否)

第18条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、施設長等は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出への対応を拒否することができる。

(個人情報の訂正、追加、削除、利用停止等)

第19条 施設長等から個人情報の開示を受けた者は、当該個人情報に誤り等があったときは、「個人情報変更等申出書」(様式第7号)により、個人情報の訂正、追加、削除

又は利用停止等を申し出ることができる。

- 2 施設長等は、前項の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく調査を行い、その結果及び変更等への具体的対応を、申出をした者に対し、当該申出日から30日以内（以下「報告期限」という。）に「個人情報変更等報告書」（様式第8号）により報告するものとする。
- 3 第1項の申出については、本人に代わって代理人によって行うことができる。

（費用の負担）

第20条 この規程による自己情報の開示及び訂正、追加、削除、利用停止等に係る費用は、無料とする。

但し、法人は自己情報の写しの交付に要する実費について、請求者に負担を求めることができる。

第6章 体制

（個人情報保護管理者の設置）

第21条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を置くこととし、各施設においては施設長を、法人本部においては常務理事を以てその任に充てる。

- 2 個人情報保護管理者は、本規程により対応すべき事務を執行する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理対策の実施、職員に対する教育、事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する職員に委任することができる。

（苦情対応）

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）についても、必要な対応を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を下位の職員に委任することができる。

その場合は、あらかじめ委任する職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

第7章 雑則

(他の制度との調整等)

第23条 他の法令等の規定により、法人に対して自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その規定の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。